



金 沢 市 公 報

第 2 9 3 9 号

平成30年(2018年)6月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	8
● 告 示		○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	8
○市道の区域の変更について (道路管理課)	1	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	8
● 公 告		○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	9
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	2	● 監査委員告示	
○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	2	○包括外部監査人の監査の事務を補助する者について (監査事務局)	9
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (")	2	● 監査公表	
○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る関係図書の写しの縦覧について (都市計画課)	3	○監査公表 (第11号) (")	9
○地区計画等の原案の縦覧について (")	3	● 消防局公告	
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の変更について (")	3	○消防車のサイレンの使用について (消防総務課)	10
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	8	● 公営企業告示	
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて (")	8	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	10
● 選挙管理委員会告示		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	11
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	8		

告 示

●金沢市告示第192号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年6月11日から同月25日まで一般の縦覧に供しません。

平成30年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間		新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	準 幹 線 556号 金 石 ・ 大 野 線	金 石 西 1 丁 目	159番 15先から	旧	6.5~ 8.0	32.5
		金 石 西 1 丁 目	159番 5先まで	新		

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成30年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年6月11日から同年7月11日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成30年7月12日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成30年6月11日から同年7月11日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成30年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
72	北陸フジクリーン株式会社	富山市塚原6番地の1	平成30年6月6日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成30年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成30年5月9日
64	株式会社ネオ金沢	金沢市梅田町口13番地1	平成30年5月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の北陸地方整備局長の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事 業 地	縦覧場所
金沢都市計画公園事業 5・5・5号金沢城公園	石川県	平成8年3月13日から平成36年3月31日まで	(1) 収用の部分 平成8年建設省告示第596号、平成22年北陸地方整備局告示第5号及び平成26年北陸地方整備局告示第27号の事業地のうち、金沢市丸の内及び尾山町地内において事業地を変更する。 (2) 使用の部分 金沢市丸の内及び尾山町地内	金 沢 市 都市整備局 都市計画課

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成30年6月11日から同月25日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成30年6月11日から同年7月2日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成30年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	入江3丁目地区地区計画	金沢市入江3丁目の一部	別図（登載省略）のとおり

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 協定を締結した相手方
武蔵北国街道ふくろう通り地区住民等
- 協定を変更した年月日
平成30年6月4日
- 協定番号
18
- 協定の名称
武蔵北国街道ふくろう通り地区まちづくり協定
- 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり

6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

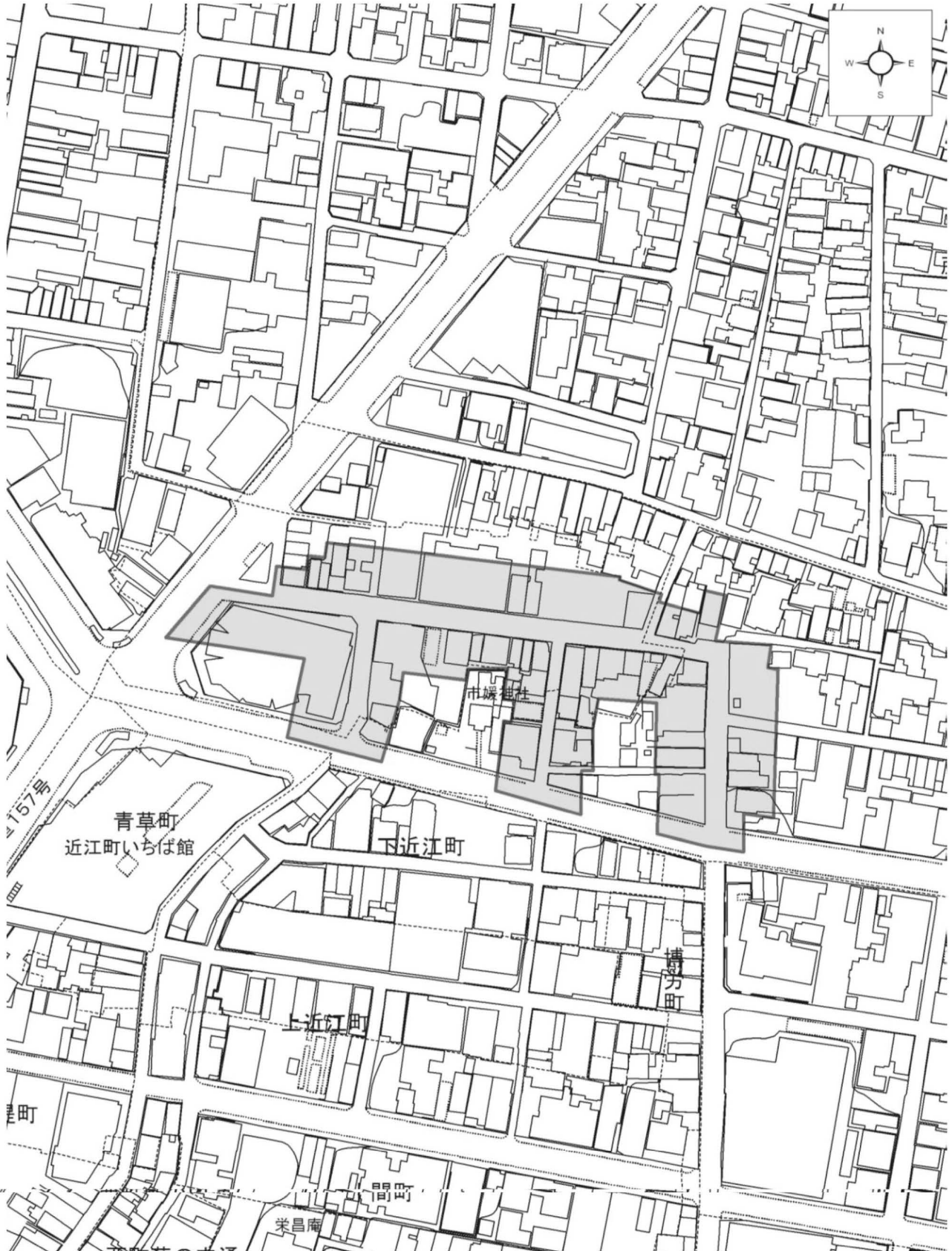
変更した事項		変更前					変更後	
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市尾張町二丁目の一部					金沢市袋町及び尾張町2丁目の各一部	
まちづくりの目標		1 旧北国街道筋というまちの魅力を高め、人々が歩いて通りたくなるまちを目指す。 2 歴史的なものと現代的なものが混在する通りの魅力を内外に発信し、地域の人や訪れる人が楽しんで過ごせるまちを目指す。 3 中心市街地という立地のなかで、便利でしかも安心・安全なまちを目指す。					1 旧北国街道筋というまちの魅力を高め、人々が歩いて通りたくなるまちを目指す。 2 歴史的なものと現代的なものが混在する通りの魅力を内外に発信し、地域の人や訪れる人が楽しんで過ごせるまちを目指す。 3 中心市街地という立地のなかで、便利でしかも安全・安心なまちを目指す。	
推進する ため に 必 要 な 事 項	地区の細区分	A地区	B地区	C地区	D地区			
	面積	0.3ha	0.8ha	0.3ha	0.1ha			
	建築物の 高さの 最高 限度	(60m) 高度地 区によ り既に 指定	(31m、 25m、12 m) 高度地 区によ り既に 指定	31m	(12m) 高度地 区によ り既に 指定			
その他住み 良いまち づくりに 必要 な 事 項	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。					次に掲げる建築物等を建築してはならない。	
		(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号(キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に接待をして客に飲食をさせる営業に限る。)、第2号(低照度飲食店)、第3号(区画席飲食店)及び第5号(ゲームセンター等)に掲げる営業の用に供するもの (2) 風営法第2条第6項から第9項までに定める性風俗関連特殊営業(店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業)の用に供するもの (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ほ)項第2号に規定する勝馬投票券発売所、場外車券売場及びばちんこ屋					用途を変更する場合も、同様とする。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(事務所を含む) (2) 保育所、こども園及び幼稚園 (3) 工場(日用品、美術品若しくは工芸品を製作し、又はパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場であって、作業場の床面積(複合商業施設にあつては、各店舗の作業場の床面積)が50㎡以下のものを除く。) (4) 畜舎、葬儀場及びペット霊園 (5) ゴルフ練習場及びバッチング練習場 (6) 勝馬投票券発売所及び場外車券売場 (7) カラオケボックスその他これに類するもの (8) 倉庫業を営む倉庫であつて倉庫業法施行規則(昭和31年運輸省令第59号)第3条第7号に掲げる危険品倉庫に供するもの (9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの (10) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号	

		<p>(キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に接待をして客に飲食をさせる営業に限る。)及び第2号から第5号(低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等)までに掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(11) 風営法第2条第5項(性風俗関連特殊営業)及び第13項(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供するもの</p>
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(建築物等)</p> <p>(1) 建築物等の外観の色は、茶・グレーなどを基調とした落ち着いた色調とする。</p> <p>(2) 屋外に設ける建築設備(空調機器の室外機、オイルタンク等)は、設置位置や目隠しを工夫し、道路から直接見えないように配慮する。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>(1) 屋外広告物等は、自家広告又は土地若しくは、建物の管理広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し、都市景観上支障のないものとする。</p> <p>(2) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面からの張り出しは1m以内とし、かつ、下端は地盤面から2.5メートル以上とする。</p>	<p>(建築物等)</p> <p>(1) 建築物の外壁の色は、茶・グレー等を基調とした落ち着いた色調とする。</p> <p>(2) 屋外に設ける建築設備(空調機器の室外機、オイルタンク等)は、設置位置や目隠しを工夫し、道路から直接見えないように配慮する。</p> <p>(広告物等)</p> <p>1 広告物等を設置する場合(変更する場合を含む。)は、事前に「袋町・博労町界隈まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と協議しなければならない。</p> <p>2 広告物等は、自家広告又は土地若しくは建物の管理広告で、素材やデザインを工夫し、地域の街並みと調和したもので次に該当するものとする。</p> <p>(1) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの</p> <p>(2) 電光表示装置でないもの</p> <p>(3) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から1m以内、かつ、下端は地盤面から2.5メートル以上のもの</p>
垣又は柵の構造の制限	<p>1 道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽、板塀、土塀及びこれらに類するもの又は透過性フェンス。</p> <p>(2) コンクリートブロック、石積みなどで敷地地盤面から高さが1m以下のもの。</p> <p>2 道路に面して駐車場を設置する場合は、乗り入れ以外の箇所に垣又は柵を設けるよう努めるものとする。</p>	<p>1 道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽、板塀、土塀及びこれらに類するもの又は透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石積等によるもので敷地地盤面から高さが1m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽、板塀、土塀及びこれらに類するもの又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの</p> <p>2 道路に面して駐車場を設置する場合は、乗り入れ以外の箇所に垣又は柵を設けるよう努める。</p>
土地利用等の制限	—	新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更しようとする者を含む。)は、事前に協議会と協議

	<p>当該地区が安全・安心に歩ける空間であるために、地域の店主・住民は次の事項に努めるものとする。</p> <p>(1) 自動車が行歩者への脅威とならないよう、違法駐車の抑制を呼びかけること。</p> <p>(2) 指定場所以外に自転車を放置しないよう、管理に努めること。</p> <p>(3) 通りに面する箇所については、緑化に努めること。</p> <p>(4) その他率先垂範して安全・安心なまちづくりに努めること。</p>	<p>しなければならない。</p> <p>1 当該地区が安全・安心に歩ける空間であるために、店主・住民等は次の事項に努める。</p> <p>(1) 自動車が行歩者への脅威とならないよう路上駐車の防止に取り組み、また、違法駐車の抑制を呼びかけること。</p> <p>(2) 自転車を路上に放置しないよう、管理すること。</p> <p>(3) 通りに面する箇所については、緑化すること。</p> <p>(4) その他率先垂範して安全・安心なまちづくりに努めること。</p> <p>2 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。</p> <p>3 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>4 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p>
--	--	--

そ の 他

武蔵北国街道ふくろう通り地区まちづくり協定区域図



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成30年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第233号	平成30年5月25日	金沢市近岡町422番2及び金沢市所管の法定外公共物の一部	18.77	6.0

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成30年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第362号	平成30年5月30日	金沢市若宮町子12番2	34.8	4.6

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,548人

●金沢市選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,794人

●金沢市選挙管理委員会告示第40号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,794人

●金沢市選挙管理委員会告示第41号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,548人

●金沢市選挙管理委員会告示第42号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,897人

監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第1号

包括外部監査人塚崎俊博の監査の事務を補助する者についての協議が調ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、その氏名等を次のとおり告示します。

平成30年6月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村 哲	郎
金沢市監査委員	横	越	徹
金沢市監査委員	中	西 利	雄

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
窪田 隆之	石川県金沢市南森本町105番地39
深澤 智士	石川県金沢市彦三町2丁目5番35号
佐藤 裕美子 (旧姓：岡田)	石川県金沢市横川6丁目50番地1
細見 孝次	石川県金沢市富樫2丁目5番41-5号
横田 泰子	石川県金沢市疋田1丁目276番地2

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成30年6月11日から平成31年3月31日まで

●金沢市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します

平成30年6月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村 哲	郎
金沢市監査委員	横	越	徹
金沢市監査委員	中	西 利	雄

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年5月11日
 (2) 措置を講じた部局等 総務局税務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成29年4月11日(平成29年監査公表第8号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・滞納処分について 意見(112ページ)</p> <p>悪質な滞納者に対しては、可能な限り迅速に滞納処分を検討する必要があることから、滞納の期間や金額が一定の基準に達した者について、速やかに財産調査を行うための体制を構築する必要がある。</p>	<p>滞納状況に応じて速やかに財産調査を行うため、徴収体制を見直し、滞納の金額や滞納者との折衝状況等に応じた滞納整理を行う機能分業制を導入するとともに、各班が担当する滞納案件の基準を定めた。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年5月11日
 (2) 措置を講じた部局等 都市整備局定住促進部市営住宅課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日(平成30年監査公表第8号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・元菊住宅の管理について 意見(122ページ)</p> <p>元菊住宅について、個人情報保護の観点からも、退去済みの住民の名前を掲げたままにするのは好ましくないため、看板自体を撤去するか、退去済みの住民の名前はマスキング等をする必要がある。</p>	<p>元菊住宅の看板について、退去済みの住民の名前にマスキングを行った。</p>

消 防 局 公 告

金沢市消防団連合検閲を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成30年6月11日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 金沢市営陸上競技場～泉が丘～城南通り～寺町1丁目交差点～不老坂～犀川左岸

日 時 平成30年7月1日(日) 午前9時30分から午前10時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第20号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項(金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年6月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年2月1日から同年4月30日までの原料の平均価格等

(1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 52,060円

(2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 58,830円

(3) 1トン当たり平均原料価格 52,830円

2 原料価格変動額 36,700円

算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 52,830円(1トン当たり平均原料価格) = 36,700円(100

円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-36,700円(原料価格変動額) / 100円×0.082円

この結果、平成30年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から30.10円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第21号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年6月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 58,830円

2 原料価格変動額 27,500円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 58,830円(1トン当たり平均原料価格) = 27,500円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-27,500円(原料価格変動額) / 100円×0.204円

この結果、平成30年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から56.10円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

平成30年(2018年)6月11日 印刷
平成30年(2018年)6月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄